

平成23年(ワ)第51341号 仮処分異議申立事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 上記当事者間の東京地方裁判所平成23年(ワ)第319号仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成23年3月10日にした仮処分決定を認可する。
- 2 申立費用は債務者らの負担とする。

理 由

第1 事案の概要

本件は、学校法人である債権者が、債権者を普通解雇された元従業員と同一の所属する組合らを債務者らとし、債務者らが債権者の運営する専門学校や短期大学の周辺において街頭宣伝活動を行うなどして債権者の平穩に営業活動を営む権利を侵害しているなどと主張して、別紙主文目録記載の仮処分命令を求める旨の申立てをし（東京地方裁判所平成23年(ワ)第319号仮処分命令申立事件）、同裁判所がこれを認容する旨の仮処分決定（以下「原決定」という。）をしたところ、債務者らが保全異議を申し立てた事案である。

当事者双方の主張は、双方の提出した主張書面のとおりであるから、これらを引用する。

第2 当裁判所の判断

1 事実関係

当事者間に争いのない事実、疎明資料及び審尋の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

(1) 当事者

債権者は、肩書地に本部を置き、同所において早稲田速記医療福祉専門学校（以下「本件専門学校」という。）を、埼玉県日高市において埼玉女子短期大学（以下「本件短大」という。）を、それぞれ運営する学校法人である

(争いがない)。

債務者衣川清子(以下「債務者衣川」という。)は、かつて本件短大の教員であった者であり、債務者東京公務公共一般労働組合とその分会又は下部組織である債務者首都圏大学非常勤講師組合(以下、これら組合を「債務者組合ら」という。)は、いずれも、労働組合法に定める労働組合として行動する権利能力なき社団である(争いがない)。

(2) 債務者衣川の解雇をめぐる訴訟

債務者衣川は、平成20年4月14日に債権者を普通解雇された(争いがない。以下「本件解雇」という)。

債務者衣川は、同年6月19日、債権者を被告として、債権者の従業員たる地位の確認等を求めて東京地方裁判所に訴訟を提起したが、同裁判所は、平成21年7月6日、債務者衣川の地位確認の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。債務者衣川は、これを不服として東京高等裁判所に控訴をしたが、同年12月24日に控訴を棄却する旨の判決が言い渡され、その後、最高裁判所に対する上告及び上告受理申立てについても、平成22年9月30日、上告棄却及び上告不受理の決定がされた(争いがない。以下「本件訴訟」という)。

(3) 団体交渉の経緯

債務者組合らは、債権者に対し、平成22年2月19日、債務者衣川が債務者組合らの組合員となったことを通知するとともに、団体交渉の申入れをした。これに基づき、同年3月18日、債権者理事及び債権者代理人と、債務者衣川及び債務者組合らの担当者との間で、第1回団体交渉が行われた。また、同年4月27日、債務者組合らからの申入れにより、第2回団体交渉が行われたが、いずれも紛争の解決には至らなかった(争いがない)。

(4) 債務者らによる街頭宣伝活動

ア 債務者らは、平成22年5月27日午後2時ころから約30分間、東京

都豊島区所在の債権者の本部兼本件専門学校の建物（以下「本件専門学校校舎」という。）前に集合し、街頭宣伝活動を行った。債務者らは、本件専門学校校舎前の歩道上で、「学校法人川口学園は埼玉女子短期大学衣川清子准教授の解雇を撤回し、争議を解決せよ」と記載した横断幕を掲げ、拡声器（ハンドマイクをスピーカーにつないだもの。乙5。以下「拡声器」という。）を用いて演説したり、約40名の人員でシュプレヒコールを行うなどした（争いが無い）。

なお、当時、本件専門学校においては授業が行われていたところ、上記の演説等により授業に支障が生じた（甲25、審尋の全趣旨）。

イ 債務者らは、本件短大においてオープンキャンパスが実施されていた平成22年8月14日の午前10時ころから約1時間、本件短大の最寄駅であるJR川越線武蔵高萩駅において、横断幕を掲げ、通行人にビラを配布するなどして、2回目の街頭宣伝活動を行った（争いが無い）。

ウ 債務者らは、平成22年9月10日午前8時45分ころから午前9時10分ころまでの間、本件専門学校校舎前において、拡声器を用いて演説を行うなどして3回目の街頭宣伝活動を行うとともに、要請行動として債権者側に面会を求め、応対した債権者職員に対し、「衣川清子准教授の争議を一日も早く解決することを求める要請書」と題する文書を交付した（争いが無い）。当時、本件専門学校においては前期試験が実施されており、学生から騒音について苦情が寄せられた（甲25、審尋の全趣旨）。

エ 債務者組合らは、前記のとおり本件訴訟において最高裁判所の決定がされ、債務者衣川が債権者の従業員たる地位を有しない旨の判決が確定した後である平成22年10月4日、債権者に対し、同月22日に街頭宣伝活動を行う旨の通知を発した。債権者は、債務者組合らに対し、本件訴訟における判決が確定したことを述べた上、今後は街頭宣伝活動によって業務を妨害しないよう求める旨を通知した（甲12）が、債務者らは、同月2



2日の午後4時5分ころから35分ころまでの間、本件専門学校校舎前において、4回目の街頭宣伝活動を行った。債務者らは、拡声器を用いた演説やシュプレヒコールを行い、ビラを配布するなどした上、要請行動として債権者側に面会を求めたが、本件専門学校校舎への立入りを拒まれたため、警備員に「衣川清子准教授の争議を一日も早く解決することを求める要請書」と題する書面等を交付した（争いが無い）。

なお、当時、本件専門学校においては、各種の検定試験に備えるための対策講義が行われており、債権者は授業中である旨の掲示を行っていたが、債務者衣川は、その掲示を読み上げるなどした上で街頭宣伝活動を続けた。債務者らの街頭宣伝行為に対して、学生からは騒音に対する苦情が寄せられた（甲25、審尋の全趣旨）。

オ 債務者組合らは、平成22年12月13日、債権者に対し、団体交渉申入れの通知を發した。債権者は、同月15日、代理人弁護士を通じて、本件訴訟において債務者衣川が債務者の従業員たる地位を有しない旨の判決が確定しており、債権者には債務者組合らに対する団体交渉応諾義務はなく、債権者が団体交渉に応じる考えはないことなどを回答したが、債務者らがおも団体交渉を求めたことから、債務者組合らとの間で事務折衝を行うこととし、平成23年1月11日、債権者代理人と債務者組合らの担当者との間で面談が行われた。この事務折衝においては、債権者が債務者衣川に対し一定の金銭を支払うことによる紛争の解決について話し合われたが、同月17日、債権者は、債務者らに対し、金銭の支払をする意向がないことを伝えた（争いが無い）。

債務者組合らは、同月18日、債権者に対し、改めて団体交渉を求める旨を通知し、債務者衣川は、自身の開設するインターネット上のホームページにおいて、同月22日に街頭宣伝活動を行う旨を告知した（争いが無い）。

カ 平成23年1月22日は、本件専門学校でオープンキャンパスが実施される日であり、午後1時から参加者の受付が行われていたが、債務者らは、正午ころから本件専門学校校舎の玄関前道路に街宣車を横付けし、「学校法人川口学園は裁判でなく教育にお金を使え!」、「お菓子解雇撤回を、争議解決!」と記載したのぼりを立て、午後零時30分から約50分間にわたり、本件専門学校校舎前において5回目の街頭宣伝活動を行った。債務者らは、街宣車の上から、街宣車のスピーカーに接続されたマイクを用いて演説を行い、オープンキャンパスに参加するため本件専門学校を訪れた学生や保護者等に対しビラを配布するなどした(争いが無い)。

## 2 被保全権利及び保全の必要性について

(1) 法人は、平穩に営業活動を営む権利を有し、このような権利が違法に侵害され、又は侵害される相当程度の蓋然性がある場合には、同権利に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を防止するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。もともと、演説、シュプレヒコール、ビラ配りなどの街頭宣伝活動により営業活動に支障を来す場合には、憲法21条の保障する表現の自由との調整が問題となるところ、街頭宣伝活動は、行動を伴う表現行為であるから、表現内容が不当な場合はもとより、表現内容自体は正当である場合であっても、街頭宣伝活動が行われる日時、場所、活動内容などの外部的態様に照らし、営業活動に重大な支障が現に生じ、又は重大な支障を生ずる相当程度の蓋然性がある場合には、営業活動への妨害を排除し又は防止するため必要な限度において、街頭宣伝活動の差止めを求めることができるものと解すべきである。

(2) 前記認定した事実によれば、債務者らの行った街頭宣伝活動は、本件専門学校の授業時間や試験時間中に、本件専門学校前の公道上で拡声器等を用いて演説を行い、シュプレヒコールを上げるなどするほか、本件短大及び本件



専門学校への入学を検討する来訪者が多いオープンキャンパスの実施日に、本件短大の最寄駅付近でビラを配布したり、本件専門学校前の公道に街宣車を横付けした上で、マイクを用いて演説を行うなどするものであった。拡声器を用いた演説やシュプレヒコールは、公道上で行われるものであっても、その音量のために本件専門学校の授業や試験の妨げとなり、現に学生から騒音について苦情が寄せられるなど、債権者の営業活動に重大な支障が生じたこと一応認められる。また、債務者らの街頭宣伝活動により、オープンキャンパスに訪れた本件短大及び本件専門学校の入学希望者らに対して、本件短大や本件専門学校に対する不安感等を抱かせ、場合によっては本件短大や本件専門学校への入学をちゅうちょさせるなど、債権者の営業活動に重大な支障が生ずる相当程度の蓋然性があったこと一応認められる。

- (3) 債務者らは、街頭宣伝活動は事前に予告をした上、短時間に整然と行われており、債権者の関係者、近隣住民や通行人から何らの注意も受けなかったから、債権者の業務を妨害するものではなかったと主張する。しかし、債務者らの街頭宣伝活動が債権者の営業活動に重大な支障を生じさせる態様であったと認められることは前記のとおりであり、これに対して直接の注意や抗議がなかったとしても、その態様が相当なものであったということにはならない。また、あらかじめ街頭宣伝活動の日時を予告していたとしても、債権者が予定された行事等につき日程の変更を余儀なくされるいわれはなく、債権者の円滑な業務遂行が阻害されることに変わりはないというべきである。
- (4) 債務者らは、街頭宣伝活動は団体交渉の促進を目的としたもので正当な行為であるとも主張するが、前記のとおり、平成22年9月30日の最高裁判所の決定により、本件訴訟において債権者と債務者衣川との間に雇用関係のないことが公権的に確定し、法的には、本件解雇に関する紛争は解決されて、以後債務者らは債権者に対する団体交渉権を失っているのであるから、債権者は、これ以降に債務者らとの団体交渉に応じる法的義務はないというべき

であり、団体交渉に応じることを求める手段としての街頭宣伝活動が正当化されるものではない。

(5) そして、前記のとおり本件解雇を有効とする司法の判断が確定し、債権者に団体交渉に応じる法的義務が存しないにもかかわらず、債務者らが、債権者の営業活動に重大な支障を生じさせる態様での街頭宣伝活動を繰り返すことによって債権者に団体交渉に応じることを要求し、要請行動として債権者側に面会を求めるなどした経緯に照らすと、債権者は、債務者らの街頭宣伝活動のほか、債権者との直接交渉を強要する行為についても、平穩に営業活動を営む権利を侵害するものとして差止めを求めることができるというべきである。

(6) 債務者らは、平成23年4月8日までの間は街頭宣伝活動を行わない旨を表明し、現に本件申立後は街頭宣伝活動を行っていないから、保全の必要性がないと主張するが、債権者が、本件訴訟における司法の判断が確定したことを受けて、今後は街頭宣伝活動を行わないよう文書で要請したにもかかわらず、債務者らが重ねて街頭宣伝活動に及んだことや、本件短大及び本件専門学校において入学試験、卒業式、入学式等が予定される時期に、ひとたび債務者らによる街頭宣伝活動等が行われた場合に債権者に生じる不利益が大きいこと等に照らすと、債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため、別紙主文目録記載の仮処分命令が必要である。

なお、債務者らの街頭宣伝活動の態様等に照らすと、別紙主文目録第2項の禁止対象区域が過度に広範であるということとはできず、また、前記のとおり債権者には債務者らとの団体交渉に応じる法的義務がないことからすれば、直接交渉強要行為について期限を定めずに禁止することが不当であるということもできない。

### 3 結論

よって、債権者の仮処分命令の申立ては理由があり、これを認容した原決定

は相当であるから、原決定を認可することとし、主文のとおり決定する。

平成23年4月4日

東京地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 小林 昭彦

裁判官 北村 治樹

裁判官 石田 佳世子



(別紙)

当事者目録

東京都豊島区高田三丁目11番17号

債権者	学校法人川口学園
同代表者理事長	川口晃玉
同代理人弁護士	西本邦男
同	松浦裕介

東京都豊島区南大塚二丁目33番10号 東京労働会館5階

債務者	東京公務公共一般労働組合
同代表者執行委員長	中嶋祥子

東京都豊島区南大塚二丁目33番10号 東京労働会館5階

債務者	首都圏大学非常勤講師組合
同代表者委員長	松村比奈子

債務者	衣川清子
上記三名代理人弁護士	中川勝之
同	小部正治
同	笹山尚人
同	上条貞夫
同	松井繁明
同	瀬野俊之

以上

(別紙)

主 文 目 録

債務者らは、自ら次の行為をしてはならず、または所属組合員、支援者等の第三者をして次の行為を行わしめてはならない。

- 1 債権者の役員及び従業員に対し、架電し、または面会を求めるなどの方法で債権者の役員及び従業員に直接交渉することを強要すること
- 2 本決定送達後平成23年4月8日までの間、別紙禁止対象地目録記載1、2の各所在地から半径200メートル以内の地域（別紙図面1、2のそれぞれ黒色の円の範囲内）において、徘徊または滞留し、横断幕・組合旗を掲げ、立看板を立て、ビラをまき、拡声器を使用し、または大声を挙げるなどして演説をし、シュプレヒコールをするなど、債権者の行う業務の平穩を害する一切の行為

以 上

## 禁止対象地目録

1 名称 学校法人川口学園本部及び早稲田速記医療福祉専門学校

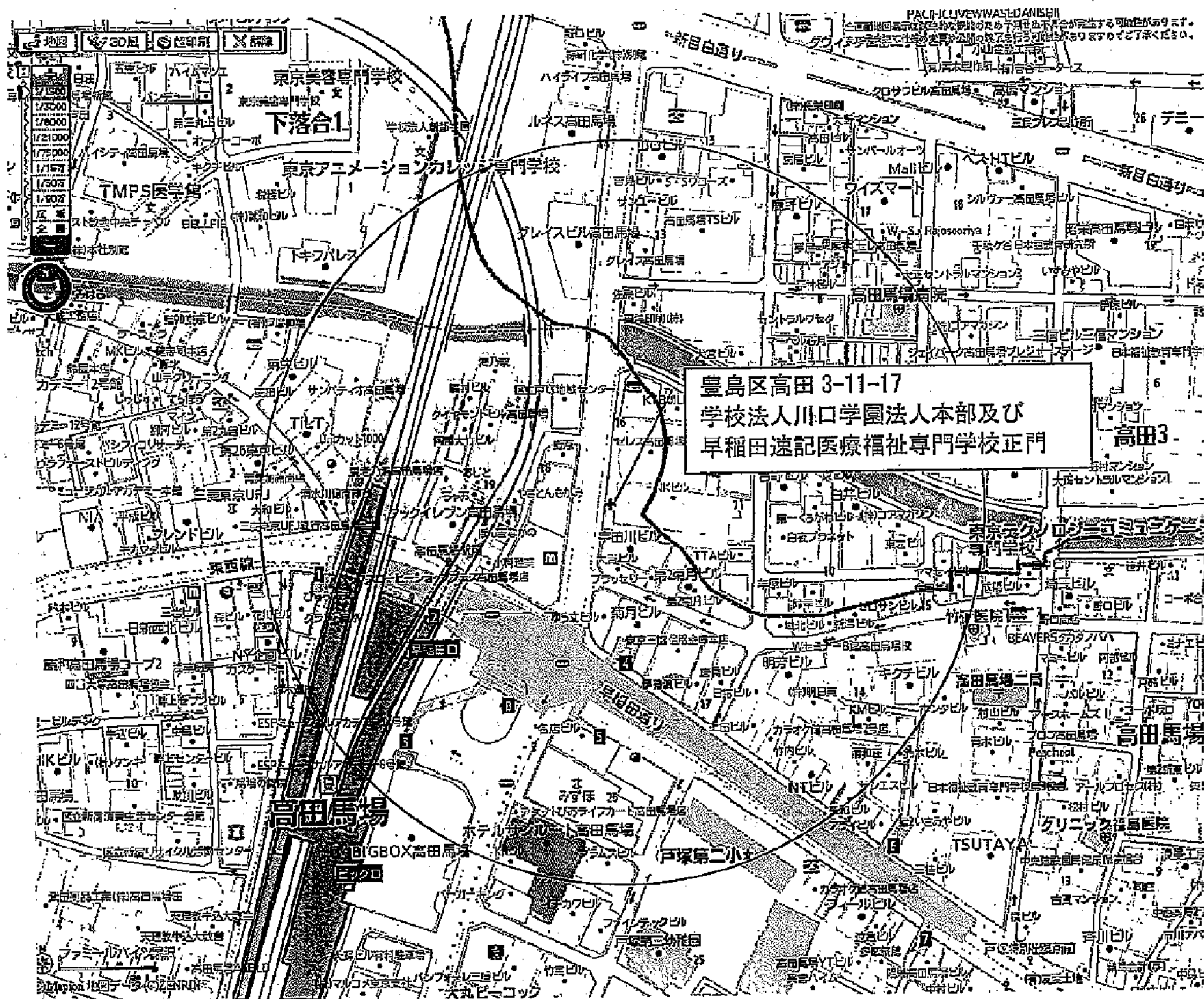
住所 東京都豊島区高田三丁目11番17号

2 名称 埼玉女子短期大学

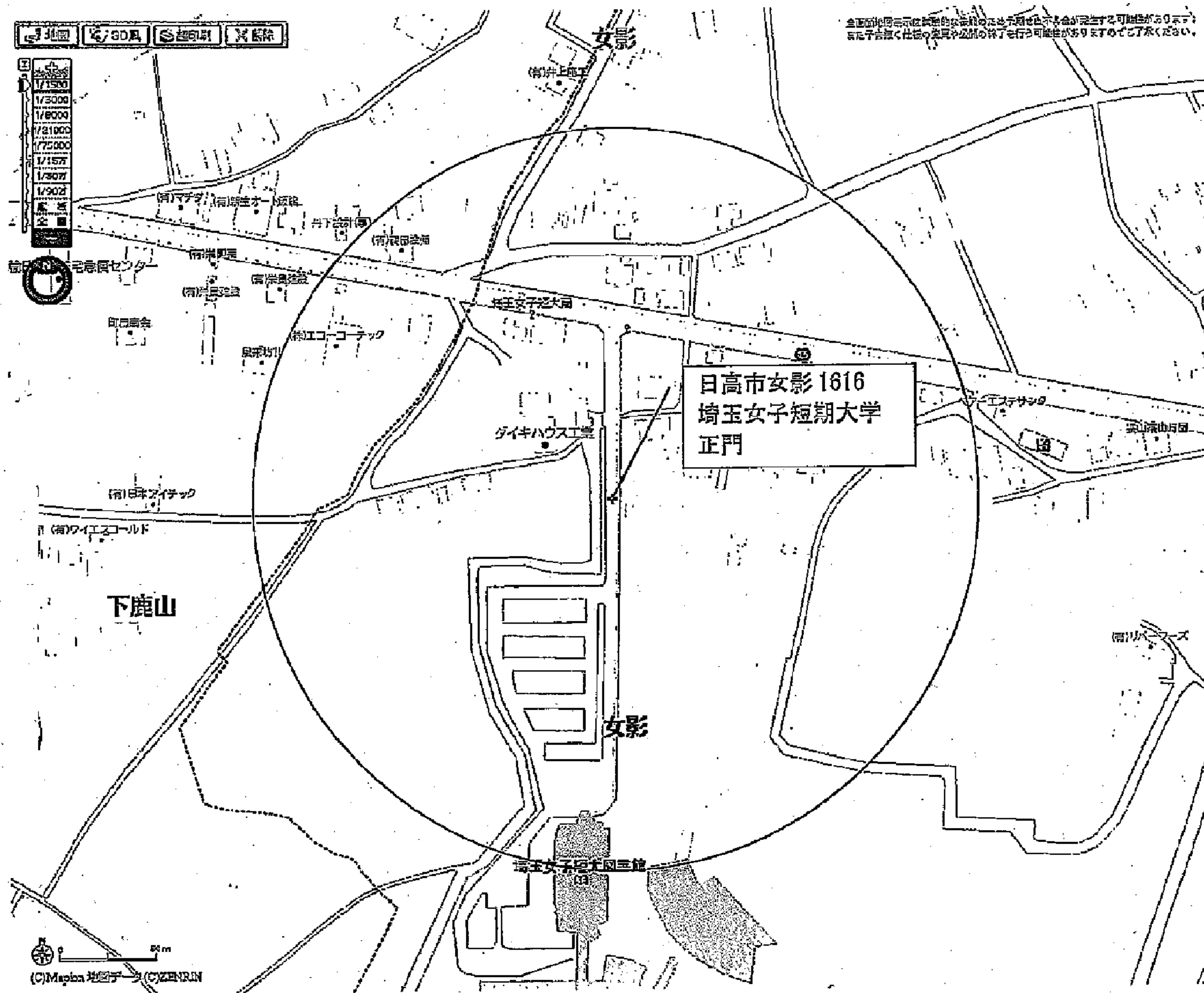
住所 埼玉県日高市女影1616



■ 別添図面 1



■ 別添図面 2





これは正本である。

平成23年4月4日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 永 山

